

令和5年函審第11号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年12月8日12時50分

北海道日浦岬東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.4トン

登 録 長 8.77メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 147キロワット

3 事実の経過

(1) 船体構造等

Aは、平成5年5月に進水した、主として一本釣り漁に、要請に応じて遊漁にも従事する、最大搭載人員が、漁ろうに従事する場合には船員3人、遊漁に従事する場合には船員1人及び旅客9人の、操舵室が船尾寄りに配置され、船尾部をトランサム構造とし、同部中央のモーターウエルに船外機1台を装備する、一層甲板の和船型FRP製小型兼用船で、同ウエル両舷に各2個の物入れ、船体中心線上の上甲板下には、操舵室後方に生簧^{いけす}、同室前方に燃料タンク格納区画、上甲板より一段高い船首甲板に物入れ（以下、これらの区画を総称するときは「トランク」という。）をそれぞれ1個設けていた。

各トランクは、開口部を閉鎖する蓋を備え、その内、上甲板に位置する生簧及び燃料タンク格納区画には周囲にコーミングを設けて雨水や海水の浸入を防いでおり、また、排水口を船首尾両舷の舷側外板及び船尾外板に合わせて6か所に設けて上甲板に雨水や海水が滞留するのを防いでいた。

そして、船尾端から約2メートル前方の、モーターウエルと生簧の間には、一辺が約0.7メートルの正形状でコーミングのない開口部（以下「予備ハッチ」という。）が設けられていたものの、a受審人が中古で購入し、令和2年7月に動力漁船として登録した際には、予備ハッチ下方の空所は使用されておらず、同ハッチの蓋を閉鎖して防水措置が施され、各トランクを除いた上甲板下方の空所の水密が保たれて浮体を形成していた。

(2) 主機換装後の状況

Aは、a受審人が中古で購入した際には、2台の船外機が搭載さ

れて連続最大出力が117キロワットであったところ、令和3年7月に同出力147キロワットの船外機1台に換装して第一種中間検査を受け、制限速力を26.3ノット（対地速力、以下同じ。）とする条件で運用が承認された。

そして、a受審人は、主機換装に合わせ、バッテリーをモーターウエルの物入れから予備ハッチ下方の空所に移設して船尾トリムの低減を図り、以降、バッテリーの点検整備を終えれば、蓋及び同ハッチ全周にシリコン製の目地材を塗布して蓋と予備ハッチを接合し、蓋をビス止めした後、更に蓋及び同ハッチ周辺に目地材を塗布する防水措置を施していた。

(3) 本件発生に至る経緯

a受審人は、令和4年11月29日にAを函館市泊町の斜路（以下「泊町の船揚斜路」という。）に揚げ、予備ハッチを開放してバッテリーの整備等に当たり、閉鎖した予備ハッチの防水措置を残すのみとして12月7日夕方に整備を終えた。

a受審人は、翌8日早朝、訪れた友人と歓談していたところ、出漁中の僚船からの連絡で、日浦岬南方約6海里沖合でぶりが群れていることを知り、翌々日に控えていた遊漁の釣り場に当該水域を加えることを思い立って予定を変更し、自身が出漁して釣り場とするか否かを判断することとして発航準備に取り掛かった。

発航に先立ち、a受審人は、ぶりが群れている水域に早く到着しようと思い、平素と同様に蓋及びハッチ口全周に目地材を塗布するなど、予備ハッチの防水措置を適切に行わず、数個のビスで蓋を止めるにとどめた。

こうして、Aは、a受審人が単独で乗り組み、ぶり一本釣り漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同

日09時00分泊町の船揚斜路を発し、日浦岬南方約6海里沖合に向かった。

a受審人は、09時15分前示水域に到着し、機関を中立運転として操業を始め、その後、東方に移動して操業を繰り返す、ぶり10本を漁獲したところで、泊町の船揚斜路に向けて帰途に就くこととし、12時00分日浦岬灯台から114度（真方位、以下同じ。）9.6海里的地点で、針路を288度に定めて発進し、8.6ノットの速力で進行した。

a受審人は、徐々に天候が悪化し、高起した波が舷縁を越えて打ち込んでいたものの、防水措置を施していないことを失念しており、不安を覚えることなく操舵室の操縦席に腰を掛けて舵輪を握り、船首方を向いて操船に当たった。

やがて、a受審人は、何気なく船尾方を振り返ったところ、予備ハッチから浸水して船尾部が水面付近まで沈み込んでいるのを認め、同ハッチの防水措置を施していなかったことを思い出し、12時49分半日浦岬灯台から130.5度2.7海里的地点で、直ちに機関を中立運転として漂泊を始め、ビルジポンプを起動しようとしたものの起動スイッチが没水して叶わず、12時50分前示地点において、Aは、北方に向首して漂泊中、高起した波を左舷側から受けて右舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力7の西風が吹き、波高1.5メートルないし2メートルの波があった。

a受審人は、船底に上がっていたところを、旅客船兼車両航送船らいらっくに発見され、来援した海上保安庁のヘリコプターにより救助された。

転覆の結果、船外機等の濡損及びマスト等の曲損を生じ、のち修

理費用の関係で廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、泊町の船揚斜路を発航するのに先立ち、予備ハッチの防水措置が不適切で、操業を終えて帰航の途上、同ハッチから浸水して船尾部が水面付近まで沈み込み、日浦岬東方沖合において漂泊中、高起した波を左舷側から受けて右舷方に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、泊町の船揚斜路を発航するのに先立ち、予備ハッチの水密を保たないと、空所に浸水して船体が沈下し、これに伴い、乾舷が減少して傾斜時の復原力を損なうおそれがあるから、空所に浸水することのないよう、平素と同様に蓋及び同ハッチ全周に目地材を塗布するなど、予備ハッチの防水措置を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ぶりが群れている水域に早く到着しようと思い、予備ハッチの防水措置を適切に行わなかった職務上の過失により、操業を終えて帰航の途上、同ハッチから浸水して船尾部が水面付近まで沈み込み、日浦岬東方沖合において漂泊中、高起した波を左舷側から受けて右舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船外機等の濡損及びマスト等の曲損を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 1 6 日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人